

新	旧	備考
<p data-bbox="219 177 842 204">貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について</p> <p data-bbox="568 272 954 300">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00073</p> <p data-bbox="465 320 954 347">最終改正 平成 21 年 <u>3 月 25 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="114 467 954 783">この規程は、企業総合保険手続細則第 1 条の規定により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第 2 第 1 号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書附帯別表第 1 に掲げる輸出契約等のうち日本貿易保険が定める 2 年未満案件「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」に適用するものとする。</p> <p data-bbox="114 900 327 927">1. 基本的引受基準</p> <p data-bbox="136 948 954 1070">(1) 国際的取決めに基づく基準に適合しない輸出契約等については、特約書第 1 条の規定にかかわらず保険の申込を要しない。仮に申込がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</p> <p data-bbox="159 1238 954 1313">また、契約金額が 5 0 0 億円を超える輸出契約等については、原則として保険契約を締結しないこととする。</p> <p data-bbox="136 1334 954 1409">(2) 輸出契約等に関して不正競争防止法（平成 5 年法律第 4 7 号）の贈賄に関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこ</p>	<p data-bbox="1084 177 1706 204">貿易一般保険包括保険（企業総合）の引受基準等について</p> <p data-bbox="1438 272 1823 300">平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00073</p> <p data-bbox="1335 320 1823 347">最終改正 平成 21 年 <u>2 月 2 日</u> 一部改正</p> <p data-bbox="981 467 1823 783">この規程は、企業総合保険手続細則第 1 条の規定により、独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）と企業総合保険特約を締結した者（特約締結者）との保険契約に適用されるものであり、企業総合保険特約書（以下「特約書」という。）附帯別表第 2 第 1 号の日本貿易保険が別に定める基準を規定する。ただし、特約書附帯別表第 1 に掲げる輸出契約等のうち日本貿易保険が定める 2 年未満案件「別紙 1 2 年未満案件の解釈等」に適用するものとする。</p> <p data-bbox="981 900 1193 927">1. 基本的引受基準</p> <p data-bbox="1003 948 1823 1217">(1) <u>ベルン・ユニオン等国際的取決めに基づく基準に適合しない輸出契約等</u>については、特約書第 1 条の規定にかかわらず保険の申込を要しない。仮に申込がなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。<u>なお、ベルン・ユニオン「GENERAL UNDERSTANDING」の取極めにおいて信用供与期間が最長 180 日に規制されている品目は「別紙 2 消費財等」のとおりとする。</u></p> <p data-bbox="1025 1238 1823 1313">また、契約金額が 5 0 0 億円を超える輸出契約等については、原則として保険契約を締結しないこととする。</p> <p data-bbox="1003 1334 1823 1409">(2) 輸出契約等に関して不正競争防止法（平成 5 年法律第 4 7 号）の贈賄に関する規定の違反があった場合には、原則として保険契約を締結しないこ</p>	

ととする。

(3) この規程に適合しない輸出契約等であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」（平成13年4月1日 01-制度-00060）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した輸出契約等は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。

なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあつては、当該条件を満たす輸出契約等に限るものとする。

ただし、次のすべての条件を満たす案件にあつてはこの限りではなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。

契約金額が1億円未満のもの

仕向国、支払国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国でないもの
起算点（「別紙1 2年未満案件の解釈等」2.に規定するものをいう。）から最終決済日までの期間（以下「ユーザンス」という。）が1年以内のもの

(4) 輸出契約等の相手方（輸出契約等の相手方が複数の場合にあつては、いずれの者とする。）が、保険契約の申込時（保険契約の締結後に代金等の額が増額変更された場合の当該増額部分にあつては、内容変更承認申請時。以下同じ。）において「海外商社名簿について」（平成13年4月1日 01-制度-00063）第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿（以下「名簿」という。）のGS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格若しくは名簿区分P若しくはSA格、SC格又は事故管理区分Rに格付けされた者のみについて保険を引き受けるものとし、てん補する責に任ずる。ただし、取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをい

ととする。

(3) この規程に適合しない輸出契約等であって、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（「貿易保険に係る保険契約締結の内諾について」（平成13年4月1日 01-制度-00060）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した輸出契約等は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。

なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあつては、当該条件を満たす輸出契約等に限るものとする。

ただし、次のすべての条件を満たす案件にあつてはこの限りではなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。

契約金額が1億円未満のもの

仕向国、支払国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国でないもの
起算点（「別紙1 2年未満案件の解釈等」2.に規定するものをいう。）から最終決済日までの期間（以下「ユーザンス」という。）が1年以内のもの

(4) 輸出契約等の相手方（輸出契約等の相手方が複数の場合にあつては、いずれの者とする。）が、保険契約の申込時（保険契約の締結後に代金等の額が増額変更された場合の当該増額部分にあつては、内容変更承認申請時。以下同じ。）において「海外商社名簿について」（平成13年4月1日 01-制度-00063）第1条により日本貿易保険が作成する海外商社名簿（以下「名簿」という。）のGS格、GA格、GE格、EE格、EA格、EM格、EF格、EC格若しくは名簿区分P若しくはSA格、SC格又は事故管理区分Rに格付けされた者のみについて保険を引き受けるものとし、てん補する責に任ずる。ただし、取消不能信用状（信用状統一規則（UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No.600）に基づく支払確約又は同等の支払確約がなされているものであって、取り消すことができないものをい

う。以下「ILC」という。)により代金等が決済されるもの及び政府開発援助契約等(「別紙3 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。)を除き、名簿の格付けにより信用事由(貿易一般保険約款(以下「約款」という。)第4条第11号から第14号までのてん補事由をいう。)のてん補範囲を制限するものとする。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けにより、信用事由のてん補範囲を制限するものとする。

(5) O E C D輸出信用アレンジメントの取決めのうち頭金の受領については、次により取り扱うものとする。

契約金額が 3,000 万米ドル以上の公的バイヤー向けの2年未満案件(代金等のすべての部分の決済が各船積後1年内に行われるもの及び船舶に係わるものを除く。)については、契約締結時又は契約発効時(契約締結後又は契約発効後60日以内という場合も含む。)に以下のとおり頭金を受領することを条件とする。ただし、日本貿易保険が認める場合においては、この限りではない。

イ. 中・低所得国向け案件の場合については、契約金額の5%以上の額
ロ. 高所得国向け案件の場合については、契約金額の10%以上の額

なお、日本国政府、国際復興開発銀行、国際開発協会、アジア開発銀行等と外国政府、政府機関又は地方公共団体との間の贈与又は借款に関する取決めに基づき供与された資金により一部決済される商談については、上記イ及びロにおいて、契約締結時又は契約発効時として契約締結後又は契約発効後90日以内という場合も含むものとする。

(注) 上記イ及びロの国分類は、O E C D輸出信用アレンジメントの国別カテゴリーによる。

上記にかかわらず、輸出契約等の締結時又は当該契約の発効時に所

う。以下「ILC」という。)により代金等が決済されるもの及び政府開発援助契約等(「別紙4 政府開発援助契約等」に規定するものをいう。以下同じ。)を除き、名簿の格付けにより信用事由(貿易一般保険約款(以下「約款」という。)第4条第11号から第14号までのてん補事由をいう。)のてん補範囲を制限するものとする。なお、輸出契約等の相手方が複数の場合であって、輸出契約等の相手方が輸出契約等全体について相互に連帯責任を負う場合は、輸出契約等の相手方の格付けのうち信用事由のてん補範囲のいずれか広い格付けにより、信用事由のてん補範囲を制限するものとする。

(5) O E C D輸出信用アレンジメントの取決めのうち頭金の受領については、次により取り扱うものとする。

契約金額が 3,000 万米ドル以上の公的バイヤー向けの2年未満案件(代金等のすべての部分の決済が各船積後1年内に行われるもの及び船舶に係わるものを除く。)については、契約締結時又は契約発効時(契約締結後又は契約発効後60日以内という場合も含む。)に以下のとおり頭金を受領することを条件とする。ただし、日本貿易保険が認める場合においては、この限りではない。

イ. 中・低所得国向け案件の場合については、契約金額の5%以上の額
ロ. 高所得国向け案件の場合については、契約金額の10%以上の額

なお、日本国政府、国際復興開発銀行、国際開発協会、アジア開発銀行等と外国政府、政府機関又は地方公共団体との間の贈与又は借款に関する取決めに基づき供与された資金により一部決済される商談については、上記イ及びロにおいて、契約締結時又は契約発効時として契約締結後又は契約発効後90日以内という場合も含むものとする。

(注) 上記イ及びロの国分類は、O E C D輸出信用アレンジメントの国別カテゴリーによる。

上記にかかわらず、輸出契約等の締結時又は当該契約の発効時に所

<p>定の頭金を受領することが困難な場合、日本貿易保険は、上記 に定める頭金の額に相当する額を受領するまでの間における約款第 4 条第 11 号の事由により受ける損失についてはてん補する責に任じない。</p> <p>(6) 契約発効条件のある輸出契約等の保険契約の申込みは、日本貿易保険は輸出契約等の発効前に生じたてん補事由に係る損失についてはてん補する責に任じないことから、当該契約の発効日以降行うものとする。ただし、輸出契約等の発効前の申込みを妨げるものではない。この場合の保険契約上の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>イ．輸出契約等が部分的に順次発効する契約の場合にあっては、当該契約の発効部分について、内容変更申請により順次申込みを行うものとする。</p> <p>ロ．輸出契約等の発効前に申込みがあった場合は、約款第 24 条第 1 項の規定を適用しない。</p> <p>(7) 「別紙 4 原子力発電プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は「別紙 5 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当するものについては、特約書第 1 条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等を除く。</p> <p>(8) その他</p> <p>フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」(平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00042)により取り扱うこととする。ただし、「別表 1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しない</p>	<p>定の頭金を受領することが困難な場合、日本貿易保険は、上記 に定める頭金の額に相当する額を受領するまでの間における約款第 4 条第 11 号の事由により受ける損失についてはてん補する責に任じない。</p> <p>(6) 契約発効条件のある輸出契約等の保険契約の申込みは、日本貿易保険は輸出契約等の発効前に生じたてん補事由に係る損失についてはてん補する責に任じないことから、当該契約の発効日以降行うものとする。ただし、輸出契約等の発効前の申込みを妨げるものではない。この場合の保険契約上の取扱いは、次のとおりとする。</p> <p>イ．輸出契約等が部分的に順次発効する契約の場合にあっては、当該契約の発効部分について、内容変更申請により順次申込みを行うものとする。</p> <p>ロ．輸出契約等の発効前に申込みがあった場合は、約款第 24 条第 1 項の規定を適用しない。</p> <p>(7) 「別紙 5 原子力発電プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」又は「別紙 6 水力発電等プロジェクトの用に供する貨物等の輸出契約等」に該当するものについては、特約書第 1 条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書を発行した輸出契約等を除く。</p> <p>(8) その他</p> <p>フルターンキー条項の付いた輸出契約等であって、被保険者が希望する場合は、「フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて」(平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00042)により取り扱うこととする。ただし、「別表 1 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「独立行政法人日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる輸出契約等については、当該規程は適用しない</p>	
---	---	--

こととする。

エスカレーションクローズ付きの輸出契約等については、「貿易一般保険運用規程」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034）第 15 条により取り扱うこととする。

輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。

2. 国別引受基準

仕向国、支払国又は保証国により国別引受基準を次のとおりとする。

なお、仕向国、支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙 2 仕向国及び支払国等の取扱い」による。

(1) 引受停止国

次の - 1、 - 2 又は に該当する輸出契約等は、特約書第 1 条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

- 1 次表に掲げる国が仕向国、支払国又は保証国となる輸出契約等

アフガニスタン	イラク	グルジア	ソマリア
チャド			

- 2 次表に掲げる地域が仕向地、支払地又は保証地（仕向地、支払地及び保証地については「別紙 2 仕向国及び支払国等の取扱い」を準用）となる輸出契約等

キプロス北部トルコ占領地域

政府開発援助契約等及び前受金により支払を受ける輸出契約等を除き、次表に掲げる国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる輸出契約等

アンティグア・バーブーダ	エリトリア	北朝鮮	キューバ
--------------	-------	-----	------

こととする。

エスカレーションクローズ付きの輸出契約等については、「貿易一般保険運用規程」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00034）第 15 条により取り扱うこととする。

輸出契約等に基づく技術等の提供に係る支出費用について保険契約を締結する場合には、「支出費用に係る貿易一般保険の取扱いについて」（平成 13 年 4 月 1 日 01-制度-00043）により取り扱うこととする。

2. 国別引受基準

仕向国、支払国又は保証国により国別引受基準を次のとおりとする。

なお、仕向国、支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙 3 仕向国及び支払国等の取扱い」による。

(1) 引受停止国

次の - 1、 - 2 又は に該当する輸出契約等は、特約書第 1 条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

- 1 次表に掲げる国が仕向国、支払国又は保証国となる輸出契約等

アフガニスタン	イラク	グルジア	ソマリア
チャド			

- 2 次表に掲げる地域が仕向地、支払地又は保証地（仕向地、支払地及び保証地については「別紙 3 仕向国及び支払国等の取扱い」を準用）となる輸出契約等

キプロス北部トルコ占領地域

政府開発援助契約等及び前受金により支払を受ける輸出契約等を除き、次表に掲げる国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる輸出契約等

アンティグア・バーブーダ	エリトリア	北朝鮮	キューバ
--------------	-------	-----	------

コンゴ民主共和国	ジンバブエ	スーダン	ハイチ
----------	-------	------	-----

(注1) 政府開発援助契約等の取扱いは、次のとおりとする。(2) において同じ。)

輸出契約等の契約金額の全部が、政府開発援助契約等に該当するものについては、保険契約を締結する。

輸出契約等の契約金額の一部が、政府開発援助契約等に該当する場合は、当該部分、現地通貨により決済される部分及び前受金により支払いを受ける部分について保険契約を締結する。

(注2) 前受金により支払いを受ける輸出契約等の取扱いは次のとおりとする。

輸出契約等の契約金額の全部が、前受金により支払いを受けるものについて保険契約を締結する。

この場合、前受金受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

輸出契約等の契約金額の一部が、第三国(上記(1)に該当する国を除く。)の銀行(名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされているものに限る。)が発行又は確認するILCにより決済される場合、現地通貨により決済される部分及び前受金により支払いを受ける部分について保険契約を締結する。

この場合、前受金については受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

(2) 条件付引受国

引受基準

政府開発援助契約等又は輸出契約等の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、輸出契約等における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国(保証国がある場合には当該保証国)が「別表1 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合し

コンゴ民主共和国	ジンバブエ	スーダン	ハイチ
----------	-------	------	-----

(注1) 政府開発援助契約等の取扱いは、次のとおりとする。(2) において同じ。)

輸出契約等の契約金額の全部が、政府開発援助契約等に該当するものについては、保険契約を締結する。

輸出契約等の契約金額の一部が、政府開発援助契約等に該当する場合は、当該部分、現地通貨により決済される部分及び前受金により支払いを受ける部分について保険契約を締結する。

(注2) 前受金により支払いを受ける輸出契約等の取扱いは次のとおりとする。

輸出契約等の契約金額の全部が、前受金により支払いを受けるものについて保険契約を締結する。

この場合、前受金受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

輸出契約等の契約金額の一部が、第三国(上記(1)に該当する国を除く。)の銀行(名簿上GS格、GA格、GE格又はSA格に格付けされているものに限る。)が発行又は確認するILCにより決済される場合、現地通貨により決済される部分及び前受金により支払いを受ける部分について保険契約を締結する。

この場合、前受金については受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

(2) 条件付引受国

引受基準

政府開発援助契約等又は輸出契約等の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、輸出契約等における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国(保証国がある場合には当該保証国)が「別表1 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合し

ない輸出契約等については引き受けない。したがって、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより決済を行う場合で、輸出契約等の保証国が支払国以外の国のときは、「別表1 国別引受基準」の基準は支払国に替えて保証国とする。

条件等

イ．輸出契約等における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『決済方法に係る条件』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L Cの取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責に任ずる。

ロ．輸出契約等における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄に条件が記されている国に該当する保険契約については、当該条件を適用する。なお、輸出契約等における仕向国が、同欄において日本貿易保険のてん補責任を制限する規定を有する国に該当する場合には、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、同表の基準を適用する。

（注）当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）ものは次のものをいう。

輸出契約等の全部がI L Cにより決済されるもの又は前受金により支払いを受けるもの

輸出契約等の一部がI L Cにより決済される場合の当該I L C及び現地通貨により決済される部分又は前受金により支払いを受ける

ない輸出契約等については引き受けない。したがって、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより決済を行う場合で、輸出契約等の保証国が支払国以外の国のときは、「別表1 国別引受基準」の基準は支払国に替えて保証国とする。

条件等

イ．輸出契約等における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『決済方法に係る条件』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L Cの取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責に任ずる。

ロ．輸出契約等における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表1 国別引受基準」の『その他の条件』欄に条件が記されている国に該当する保険契約については、当該条件を適用する。なお、輸出契約等における仕向国が、同欄において日本貿易保険のてん補責任を制限する規定を有する国に該当する場合には、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、同表の基準を適用する。

（注）当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）ものは次のものをいう。

輸出契約等の全部がI L Cにより決済されるもの又は前受金により支払いを受けるもの

輸出契約等の一部がI L Cにより決済される場合の当該I L C及び現地通貨により決済される部分又は前受金により支払いを受ける

<p>部分</p> <p>附 則〔抄〕</p> <p>附 則〔平成 19 年 7 月 2 日〕</p> <p>改正後の 1 .(4)の規定中「信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600) 」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500) 若しくは信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600) 」とする。</p> <p>この改正は、平成 19 年 7 月 9 日から実施する。</p> <p>附 則〔平成 21 年 <u>2 月 25 日</u>〕</p> <p>この改正は、平成 21 年 <u>4 月 1 日</u>から実施する。</p>	<p>部分</p> <p>附 則〔抄〕</p> <p>附 則〔平成 19 年 7 月 2 日〕</p> <p>改正後の 1 .(4)の規定中「信用状統一規則(UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600) 」とあるのは、当分の間、「信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 1993 REVISION, ICC PUBLICATION No. 500) 若しくは信用状統一規則 (UNIFORM CUSTOMS AND PRACTICE FOR DOCUMENTARY CREDITS, 2007 REVISION, ICC PUBLICATION No. 600) 」とする。</p> <p>この改正は、平成 19 年 7 月 9 日から実施する。</p>	
--	---	--

[別紙1] (略)

削除

[別紙1] (略)

[別紙2]

消費財等

消費財等とは、ベルン・ユニオン「GENERAL UNDERSTANDING」の取極めにおいて信用供与期間が最大180日と規制されている原材料、半製品及び消費財であって、以下に掲げる分類に該当する品目をいう。

第2類 ~ 第5類

第6類 (0601,0602を除く。)

第7類 (0701-10を除く。) ~ 第9類 (0909を除く。)

第10類 (1005-10,1006-10,1008-10を除く。)

第11類

第12類 (1209を除く。)

第13類 ~ 第30類

第32類 ~ 第37類

第38類 (3808を除く。)

第39類 ~ 第71類 (3922,3923,3925,4011~4013,4016-94,
4822,6813,6209 (耐火れんがに限る。))を除く。)

第72類のうち

Rough-steel(ingots,slabs,blooms,billets bars and rods)7201 ~
7207,7218,7224

Light-steel7208-27, -39, -54,7209-16 ~ 7209-18,7209-26 ~ 7209-28

(Tin Plate)7210-11, -12,7212-10

(Rod)7213 ~ 7215,7221,7222,7227,7228

(Wire)7217,7223,7229

第73類のうち 7317 ~ 7319,7320-20,7320-90,7323

第74類のうち 7401 ~ 7407,7409,7410,7414 ~ 7418

第75類のうち 7501 ~ 7506,7508

第76類のうち 7601 ~ 7604,7606,7607,7615,7616

第78類のうち 7801 ~ 7804

第79類のうち 7901 ~ 7905

第80類のうち 8001 ~ 8005

第81類

第82類のうち 8211 ~ 8215

第83類のうち 8304 ~ 8311

第93類のうち 9306-21,9306-29

第94類 (9402,9406-00を除く。) ~ 第97類

(注) 「商品の名称及び分類についての統一システムに関する国際条約」(H
S条約)の附属書として採択された「商品の名称及び分類についての統

- [別紙 2] (略)
- [別紙 3] (略)
- [別紙 4] (略)
- [別紙 5] (略)
- [別表 1] (略)
- [別表 2] (略)

「システム」(Harmonized Commodity Description and Coding System
『HS』)及び輸出統計品目表の分類に拠る。

- [別紙 3] (略)
- [別紙 4] (略)
- [別紙 5] (略)
- [別紙 6] (略)
- [別表 1] (略)
- [別表 2] (略)